役員及び評議員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人睦学園(以下「法人」という。)の寄附行為第58条の規定に 基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び退任慰労金(以下「報酬等」という。)の支給の 基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤理事とは、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
 - (3) 職員理事とは、学園の職員(学長、校長を含む。)として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
 - (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
 - (5) 常勤監事とは、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある監事をいう。
 - (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
 - (7) 職員評議員とは、学園の職員(学長、校長を含む。)として給与の支給を受けている評議員をいう。
 - (8) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
 - (9) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等) 及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。
 - (1) 常勤理事及び常勤監事に対しては、月額報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
 - (2) 非常勤理事に対しては、月額報酬及び退任慰労金を支給する。
 - (3) 職員理事及び非常勤監事に対しては、会議出席(書面出席を除く。)の都度、日額報酬を支給する。
 - (4) 評議員に対しては、会議出席(書面出席を除く。)の都度、日額報酬を支給する。
- 2 第1項第2号の月額報酬並びに第3号及び第4号の日額報酬には、交通費を含むものとする。ただし、交通費の実費が5,000円を超えた場合は、その超えた金額を別途支給する。 (役員の報酬額)
- 第4条 常勤理事及び常勤監事に対する報酬月額は、別表第1のとおりとし、各理事の号俸は、理事会において決定する。

- 2 非常勤理事に対する報酬月額は、別表第2のとおりとする。
- 3 職員理事及び非常勤監事に対する報酬日額は、別表第2のとおりとする。
- 4 新たに常勤理事又は常勤監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 5 常勤理事若しくは常勤監事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 6 常勤理事若しくは常勤監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(常勤理事及び常勤監事の賞与の算定方法)

- 第5条 常勤理事及び常勤監事に対する賞与の額は、次のとおりとする。
 - (1) 夏季賞与 報酬月額の2か月分
 - (2) 年末賞与 報酬月額の2か月分

(評議員の報酬額)

第6条 評議員に対する報酬日額は、別表第3のとおりとする。

(退任慰労金の支給)

- 第7条 常勤理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。
- 2 非常勤理事及び非常勤監事の退任慰労金は、在任期間9年以上の者に対して支給する。
- 3 役員が、任期満了の年において再び役員に任命されたときは、その者の退任慰労金支給に ついては、引続き在職したものとみなす。
- 4 常勤理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。
- 5 第1項及び第4項により支給する常勤理事及び常勤監事に対する退任慰労金の額は、次 条に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。
- 6 第2項により支給する非常勤理事及び非常勤監事に対する退任慰労金の額は、在職1年につき、退職日におけるその者の役員報酬額に100分の50を乗じて得た額の範囲内で、理事会において決定する。
- 7 理事会にて認めた者については、別に功労金を支給することができる。この功労金の支給 額については理事会がこれを決定する。

(常勤理事及び常勤監事の退任慰労金の算定方法)

- 第8条 退任慰労金算定に係る基準報酬額は、常勤理事又は常勤監事を退任した日のその者 の報酬月額とする。
- 2 在任期間は、役員として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は月割りとする。 ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- 3 退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に、次の各号に掲げる在任期間(1期4年) とそれに応じた割合を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。
 - (1) 1期以上2期未満の期間については、1年につき100分の100
 - (2) 2期以上3期未満の期間については、1年につき100分の125

- (3) 3期以上4期未満の期間については、1年につき100分の150
- (4) 4期以上の期間については、1年につき100分の175
- 4 前項の規定にかかわらず、退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に50を乗じて 得た額を上限とする。
 - * 〔算定例〕 1 期 4 年、在任期間 1 1 年 5 か 月 3 日、基準報酬額(報酬月額) 80 万円の場合 ※上限額(第 4 項): 80 万円×50=4,000 万円
 - ① 1期目(第3項第1号適用):80万円×1.0×4年=320万円
 - ② 2期目(同項 第2号適用):80万円×1.25×4年=400万円
 - ③ 3期目(同項 第3号適用):80万円×1.5×3.5年※=420万円 ※第2項より、3日を1か月に切り上げて6か月とする。
 - ⇒合計額(上記①+②+③) = 1,140万円支給

(報酬等の支給方法)

- 第9条 常勤理事及び常勤監事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規則及び退職金規則を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「期末手当」とあるのは「賞与」に、「退職金」とあるのは「退任慰労金」に、それぞれ読替えるものとする。
- 2 職員理事、非常勤監事及び評議員(職員評議員を除く。)の報酬は、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。
- 3 非常勤理事の報酬は、毎月支給する。

(交通費及び費用)

- 第10条 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して 旅費を支給する。旅費の額は、旅費規則等に定める。
- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

- 第11条 法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規則を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規則の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。
- 2 法人は、この規則を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規則を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。
- 3 法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規則を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第12条 法人は、この規則を学園のホームページに公表する。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、昭和60年4月から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和60年4月に施行された「学校法人睦学園役員等の報酬規則」から、 評議員報酬を分離して定めるものである。

附則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 題名を学校法人睦学園役員の報酬規則から役員及び評議員の報酬等に関する規則に改める。
- 3 学校法人睦学園役員の報酬に関する申し合わせは廃止する。
- 4 学校法人睦学園評議員の報酬規則は廃止する。
- 5 学校法人睦学園評議員の報酬に関する申し合わせは廃止する。
- 6 学校法人睦学園役員退職金支給規則は廃止する。

別表第1 (第4条第1項関係)

常勤理事及び常勤監事の報酬額

号俸	理事長	副理事長	常務理事	その他の 常勤理事	常勤監事
1	月額 90 万円	月額 80 万円	月額 70 万円	月額60万円	月額 50 万円
2	月額 100 万円	月額 85 万円	月額 75 万円	月額65万円	月額 55 万円
3	月額 105 万円	月額 90 万円	月額 80 万円	月額70万円	月額 60 万円
4	月額 110 万円	月額 95 万円	月額 85 万円	月額 75 万円	月額 65 万円
5	月額 115 万円	月額 100 万円	月額 90 万円	月額80万円	月額 70 万円
6	月額 120 万円	月額 115 万円	月額 95 万円	月額85万円	月額 75 万円

別表第2(第4条第2項、第3項関係)

非常勤理事、職員理事及び非常勤監事の報酬額

適用区分	職務内容	金額	支払日	支払方法
非常勤理事	理事会等に出席その他法人		毎月 25 日	銀行振込
(学外)	の業務	月額 50,000 円		
職員理事	理事会等に出席その他法人		開催都度	銀行振込
(学内)	の業務	日額 30,000 円		
	監査業務、理事会・評議員	口好 40,000 円	開催都度	銀行振込
非常勤監事	会に出席その他法人の業務	日額 40,000 円		

別表第3 (第6条関係)

評議員の報酬額

適用区分	職務内容	金額	支払日	支払方法
職員評議員を 除く評議員 (学外)	評議員会等に出席その他 法人の業務	日額 30,000 円	開催都度	銀行振込
職員評議員 (学内)	評議員会等に出席その他 法人の業務	日額 18,000 円	開催都度	銀行振込